

「二次被害の防止」についての取組の方向性について

1 第2回推進会議で提供いただいた事例からみる「二次被害の防止」のために必要な支援等の考察

※個々の事例に違いはあるが、二次被害が起きる原因、また二次被害が生じた際に必要な支援については、共通することが多い。

○犯罪被害者等は周囲が理解してくれるかどうか分からず相談できなかつたり、周囲に相談をしても理解して貰えなかつたり、心ない言動により二次被害を受けている。犯罪被害者等が置かれる状況について理解が進むことが重要。

(犯罪被害者になることは特別なことではなく、誰にでもあり得ること、周りの無理解によって二次被害が生じていることなどの理解が進むこと)

○支援に携わる人からの心ない言動による二次被害も生じており、支援者側の二次被害を与えない対応スキルの向上が必要。(支援者側のスキル向上を図ること)

○犯罪被害者等が、被害直後から支援機関につながることで、関係機関が連携した支援を行うことが重要。(支援のスキームの輪の中にいち早くつながり、漏れなく支援すること)

○今回の事例への対応では、警察への相談、弁護士への相談、被害者支援センターへの相談にいち早くつながることで、二次被害の軽減につながる支援ができることが多かった。

(関係機関の支援の内容を理解し、連携して迅速に支援につなげること)

○被害者の立場(権利)と周囲の立場(権利)との兼ね合い等、直ぐに対応できないことも多い。社会全体で目的意識を持ち、考える必要がある。

必要な支援等	二次被害の予防	二次被害が発生した後の対応
内容	①被害者の置かれる状況の理解の増進 ②支援者の対応のスキルアップ	①必要な支援機関につなぐ ②関係機関が連携して支援にあたる
県の具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定や指針の策定 (R2/R3) ・被害者の置かれる状況等の広報・啓発 (R4 拡充) ・支援者向けの研修の実施 (R4 拡充) ・ハンドブックの改訂 (R3 作成中) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援制度の創設 (R3) ・無料法律相談の実施 (R3、R4 拡充) ・カウンセリング費用の助成 (R4 拡充) ・相談窓口一覧の作成 (R3 作成中)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県犯罪被害者等支援条例(以下「条例」。)第16条及び第17条 ・高知県犯罪被害者等支援に関する指針(以下「指針」。)の重点課題2-(1)、(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第10条から15条まで ・指針の推進体制等及び重点課題1-(1)から(7)まで



引き続き、被害者のニーズに即した経済的な負担の軽減を図る支援制度等の充実を図っていくとともに、令和4年度は被害者の置かれる状況等への理解を求める広報・啓発、及び支援者への県内の連携体制の周知や被害者対応スキルの向上など研修及び情報提供等について、改めて計画的かつ効果的に実行していくことが必要であると考えます。

2 具体的な取組

(1) 次年度の取組

- ア 犯罪被害者等支援ハンドブックの活用（令和3年度改訂）
- イ こうち被害者支援センターの出前講座
- ウ 「性暴力被害者支援研修会 DVD」（令和3年度）を活用

(2) 前回の議論を受けて、再整理した取組

- ア 市町村犯罪被害者等支援担当者向け研修会において、二次被害の防止に対するワークの実施（令和3年度警察庁委託事業で実施した研修等を参考に、次年度以降も継続）

イ メールマガジンの発刊（年3回程度）

- ・県の支援制度の周知や二次被害への対応例の紹介など、県内の被害者支援機関等へ情報発信を行う。

（テーマ例）

- ①6月：県の支援制度について
- ②10月：二次被害対応特集/先行自治体の支援施策の紹介/犯罪被害者週間の周知
- ③2月：1年の取組総括/来年度取組 等

ウ 広報媒体への記事等の寄稿及び記事掲載についての SNS での周知

- ・市町村の広報紙、新聞の人権に関するコラム及び県関係機関の発行する広報媒体等に県の取組や犯罪被害者等への理解に関する記事等が掲載されるよう働きかける。
- ・掲載を希望する媒体リスト等を作成する等、計画的にアプローチする。
- ・記事掲載の際は、県のホームページの Twitter を活用するなど、効率的な周知を行う。

エ 二次被害防止をテーマとするポスターの作成

- ・通年使用できる内容のポスターを作成し、県及び関係機関で掲示する。